

最低賃金には

「地域別最低賃金」と
「特定最低賃金」があります。

地域別最低賃金

すべての
労働者
に適用

すべての
使用者
が遵守

都道府県
ごとに
設定

内 容

都道府県ごとに、最低賃金額が定められています。

適用される者

年齢や正社員、契約社員、パート、学生アルバイト、嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、すべての労働者に適用されます。

特定最低賃金※

特定地域内の特定産業について定められています。

設定件数
232件

例えば、



北海道なら
乳製品
製造業



愛媛県なら
各種商品
小売業



愛知県なら
自動車(新車)
小売業



岡山県なら
鉄鋼業

など

内 容

関係労使が地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定されています。適用される産業は都道府県によって異なり、平成30年10月1日現在、全国で232の特定最低賃金が定められています。

適用される者

特定地域内の特定産業の基幹的労働者に適用されます。

(18歳未満または65歳以上の人、雇入れ後一定期間未満で技能習得中の人、その他該当産業に特有の軽易な業務に従事する人など、個別に適用されない労働者の範囲が定められています。)

特定最低賃金の詳細は

特定最低賃金

検索

今年も変わります!

地域別最低賃金額一覧(47都道府県)

()内は、平成29年度に改定された最低賃金額

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
北海道	835 (810)	25	平成30年10月1日
青 森	762 (738)	24	平成30年10月4日
岩 手	762 (738)	24	平成30年10月1日
宮 城	798 (772)	26	平成30年10月1日
秋 田	762 (738)	24	平成30年10月1日
山 形	763 (739)	24	平成30年10月1日
福 島	772 (748)	24	平成30年10月1日
茨 城	822 (796)	26	平成30年10月1日
栃 木	826 (800)	26	平成30年10月1日
群 馬	809 (783)	26	平成30年10月6日
埼 玉	898 (871)	27	平成30年10月1日
千 葉	895 (868)	27	平成30年10月1日
東 京	985 (958)	27	平成30年10月1日
神奈川	983 (956)	27	平成30年10月1日
新 潟	803 (778)	25	平成30年10月1日
富 山	821 (795)	26	平成30年10月1日
石 川	806 (781)	25	平成30年10月1日
福 井	803 (778)	25	平成30年10月1日
山 梨	810 (784)	26	平成30年10月3日
長 野	821 (795)	26	平成30年10月1日
岐 阜	825 (800)	25	平成30年10月1日
静 岡	858 (832)	26	平成30年10月3日
愛 知	898 (871)	27	平成30年10月1日
三 重	846 (820)	26	平成30年10月1日

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
滋 賀	839 (813)	26	平成30年10月1日
京 都	882 (856)	26	平成30年10月1日
大 阪	936 (909)	27	平成30年10月1日
兵 庫	871 (844)	27	平成30年10月1日
奈 良	811 (786)	25	平成30年10月4日
和歌山	803 (777)	26	平成30年10月1日
鳥 取	762 (738)	24	平成30年10月5日
島 根	764 (740)	24	平成30年10月1日
岡 山	807 (781)	26	平成30年10月3日
広 島	844 (818)	26	平成30年10月1日
山 口	802 (777)	25	平成30年10月1日
徳 島	766 (740)	26	平成30年10月1日
香 川	792 (766)	26	平成30年10月1日
愛 媛	764 (739)	25	平成30年10月1日
高 知	762 (737)	25	平成30年10月5日
福 岡	814 (789)	25	平成30年10月1日
佐 賀	762 (737)	25	平成30年10月4日
長 崎	762 (737)	25	平成30年10月6日
熊 本	762 (737)	25	平成30年10月1日
大 分	762 (737)	25	平成30年10月1日
宮 崎	762 (737)	25	平成30年10月5日
鹿児島	761 (737)	24	平成30年10月1日
沖 縄	762 (737)	25	平成30年10月3日
全国加重平均額	874 (848)	26	-

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。



最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>
WEBで確認! 最低賃金制度 検索

※ 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
すべての地域別最低賃金は、時間額で定められています。ただし、一部の特定最低賃金は、日額と時間額が定められています。この場合、日額は日給の労働者に、時間額は日給以外の時間給・月給などの労働者にそれぞれ適用されます。



チェックしなくちゃ。
最低賃金

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

最低賃金制度って何？

✓ 働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されるんです。

最低賃金額以上を支払わないと…

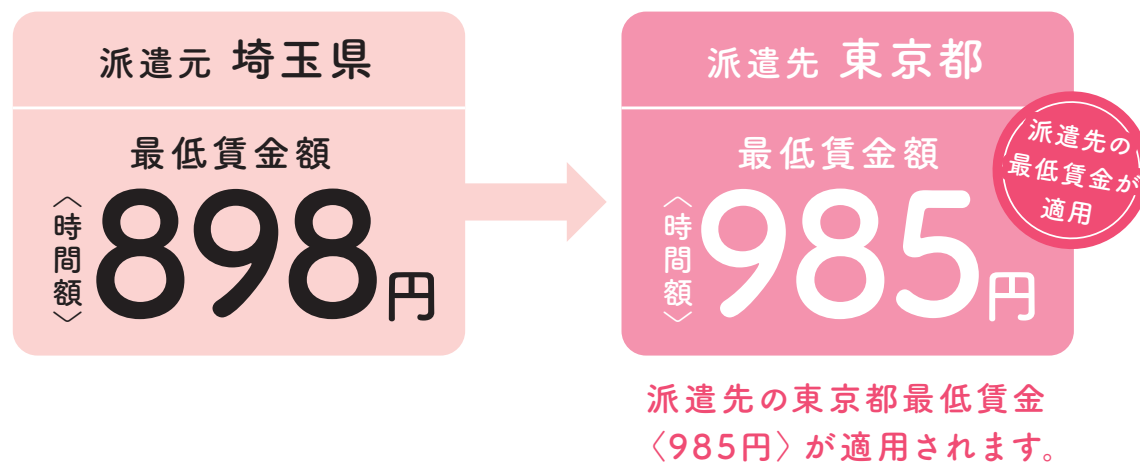
使用者が労働者に対して最低賃金額未満の賃金を支払った場合には、最低賃金額との差額を支払わなければなりません。また、仮に最低賃金額より低い賃金額を労働者と使用者の合意の上で定めても、それは最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。そして、地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰金（50万円以下）が定められています。

使用者も労働者も自分の勤め先の最低賃金をチェック

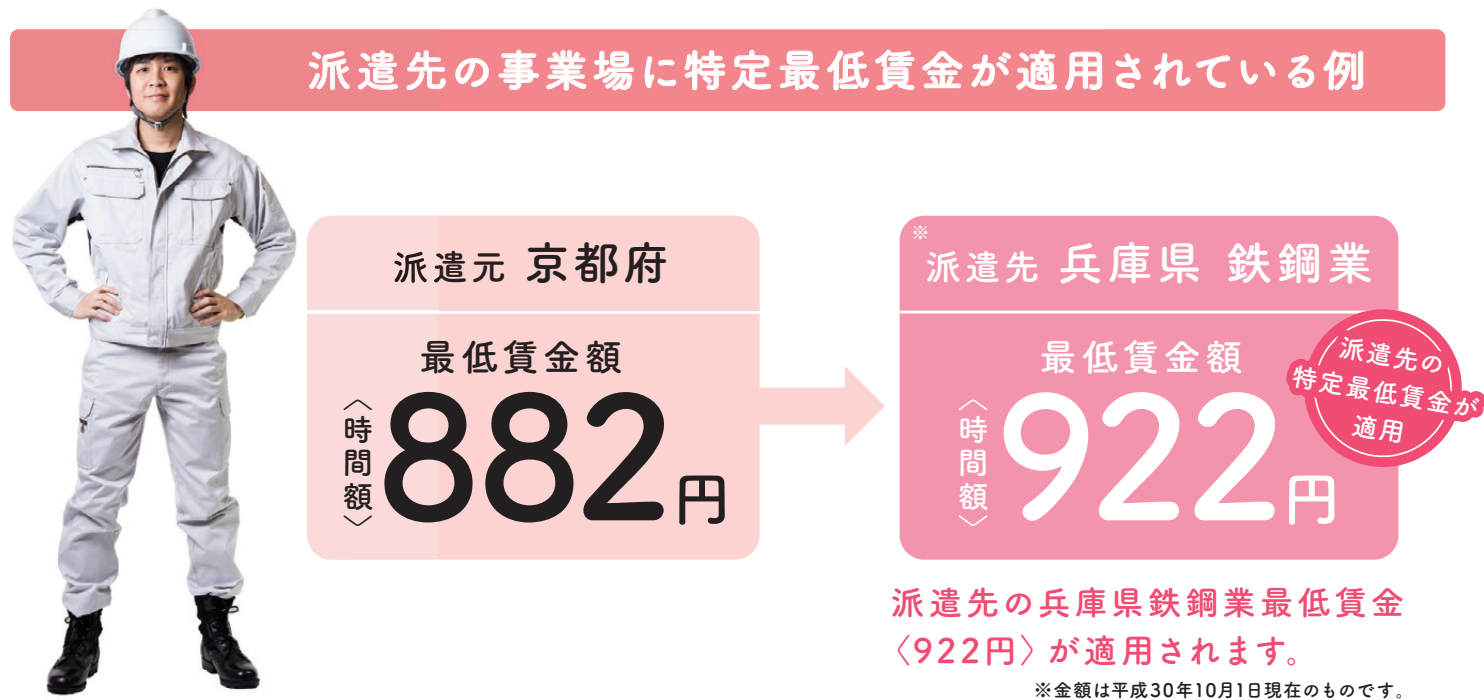
派遣労働者の最低賃金は？

✓ 派遣元の事業場の所在地にかかわらず、派遣先の最低賃金が保障されますよ！

派遣先の事業場が別の都道府県にある例



派遣先の事業場に特定最低賃金が適用されている例



※金額は平成30年10月1日現在のものです。

最低賃金の確認の方法は？

✓ 確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額（時間額）と比較しよう。

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。（※1）

1 時間給の場合	<table><tr><td>時間給</td><td>≧</td><td>最低賃金額 (時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	時間給	≧	最低賃金額 (時間額)	円		円								
時間給	≧	最低賃金額 (時間額)													
円		円													
2 日給の場合	<table><tr><td>日 給</td><td>÷</td><td>1日の平均所定労働時間</td><td>=</td><td>時間額</td><td>≧</td><td>最低賃金額 (時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>時間</td><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	日 給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額 (時間額)	円		時間		円		円
日 給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額 (時間額)									
円		時間		円		円									
3 月給の場合	<table><tr><td>月 給</td><td>÷</td><td>1か月の平均所定労働時間</td><td>=</td><td>時間額</td><td>≧</td><td>最低賃金額 (時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>時間</td><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	月 給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額 (時間額)	円		時間		円		円
月 給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額 (時間額)									
円		時間		円		円									
4 上記 1, 2, 3 が 組み合わせられている場合	例えば、基本給が日給で 各手当（職務手当など）が月給の場合 ① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額（時間額）														

事例1 ●●県で働くAさんの場合（月給のみの場合）

① Aさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないため、 168,000円-8,000円=160,000円	基本給（月給） 135,000円 職務手当（月給） 25,000円 通勤手当（月給） 8,000円 合 計 168,000円 1か月の平均所定労働時間 160時間 ●●県 最低賃金額 850円
② この金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較すると、 160,000円÷1か月の平均所定労働時間（160時間）=1,000円>850円であり、最低賃金額以上となっています。	

事例2 ▲▲県で働くBさんの場合（日給と月給の組み合わせの場合）

① 基本給（日給）を時間額に換算すると、 5,000円÷1日の所定労働時間（8時間）=625円	基本給（日給） 100,000円 （=5,000円×20日） 職務手当（月給） 24,000円 通勤手当（月給） 8,000円 合計 132,000円 1日の所定労働時間 8時間 1か月の平均所定労働時間 160時間 ▲▲県 最低賃金額 850円
② Bさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないため、職務手当（月給）を時間額に換算すると、 24,000円÷1か月の平均所定労働時間（160時間）=150円	
③ 上記①と②を合計すると、 625円+150円=775円<850円 であり、最低賃金額未満となっています。	

使用者のみならず 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲およびこれらの労働者に係る最低賃金額、算入しない賃金ならびに効力発生年月日を、常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により周知する必要があります。

（※1）最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当
（※2）日額で定められている特定最低賃金の対象となる場合 日額に換算した額 ≧ 特定最低賃金額
（※3）詳細な計算方法や、歩合給の場合のみの計算方法は労働局または最寄りの労働基準監督署へ

中小企業
事業者の
皆さんへ

賃金の引上げを支援します。

業務改善
助成金

✓ 生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。支給対象者と支給要件、助成金は一定の条件があります。

詳しくはWEBで確認！ [業務改善助成金](#) 検索 [業務改善助成金 https://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/](https://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/)

無料相談

✓ 賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。
働き方改革推進支援センター <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html>

